

## 別添②

## 一般廃棄物処理業許可申請書

## 記載例（し尿）

令和〇年〇月〇日

鉢田市長様

住所 茨城県鉢田市鉢田1444番地1

氏名 株式会社 鉢田廃棄物処理  
代表取締役 鉢田 太郎

印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたい  
ので次のとおり申請いたします。

住 所	茨城県鉢田市鉢田1444番地1			
氏 名	株式会社 鉢田廃棄物処理 代表取締役 鉢田 太郎			
営業所の所在地	(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名) (個人にあっては、生年月日を記載)	年	月	日
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿）			
業務内容	一般廃棄物（し尿）収集運搬			
車両器材の種類及び数量	バキューム車(2t) 1台 · (3t) 1台 · (4t) 2台			
従業員の数	5人			
営業区域	鉢田市内			

## 添付書類

1. 定款の写し及び登記簿謄本
2. 役員名簿及び従業員名簿
3. 業に使用する車両一覧及びその検査証並びに自賠責保険証の写し
4. 業に使用する車両の写真
5. 事務所所在地及び車両保管場所の位置図
6. 積替保管施設の位置図
7. 市税納税証明

## 役員名簿記載例

※ 市町村の交付する身分証明書を添付すること。

## 従業員名簿

## 記載例

住 所	氏 名	性別	生年月日	備 考
鉢田市鉢田1444番地1	鉢田 太郎	男	昭和35年1月1日	
鉢田市汲上2415番地5	大洋 花子	女	昭和45年2月2日	
鉢田市造谷605番地3	旭 一郎	男	昭和55年3月3日	
鉢田市串挽2126番地	鉢田 二郎	男	平成2年4月4日	

※ 住所、氏名の分かるもの(運転免許証の写し等)を添付すること。

※ 業務で車両を運転する者にあっては、運転免許証の写しを添付すること。

## 業に使用する車両一覧

## 記載例

※ 業に使用する車両全てを記載すること。

## 車両写真貼付用紙

記載例

### 斜め前方



### 斜め後方



※ 車両のナンバー及び車両側面の許可業者名が分かるように撮影すること。

## 浄化槽清掃業許可申請書

記載例

令和〇年〇月〇日

鉢田市長様

住所 茨城県鉢田市鉢田1444番地1

氏名 株式会社 鉢田廃棄物処理  
代表取締役 鉢田 太郎

印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名)

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので次のとおり申請いたします。

住所	茨城県鉢田市鉢田1444番地1			
氏名	株式会社 鉢田廃棄物処理 代表取締役 鉢田 太郎			
	(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名) (個人にあっては、生年月日を記載)	年	月	日
営業所の所在地	茨城県鉢田市鉢田1444番地1			
車両器材の種類及び数量	バキューム車(2t) 1台 · (3t) 1台 · (4t) 2台			
従業員の数	5人			
営業区域	鉢田市〇〇地区			

## 添付書類

1. 浄化槽の清掃に関する講習の修了書の写し
2. 別記様式 し尿処理施設搬入許可申請書
3. 駐車禁止除外指定車標章の写し

別記様式(第4条関係)

## し尿処理施設搬入許可申請書

## 記載例

令和〇年〇月〇日

鉾田市長様

住所 茨城県鉾田市鉾田1444番地1

申請者

氏名 株式会社 鉾田廃棄物処理  
代表取締役 鉾田 太郎

印

搬入する処理施設名	汚泥再生処理センター エコパーク鉾田		
期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで		
搬 入 量	1日あたり割り当て台数以内		
鉾田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の許可年月日及び許可番号	一般廃棄物処理業許可 令和 年 月 日 鉾田市指令第 号 浄化槽清掃業許可 令和 年 月 日 鉾田市指令第 号		
運搬車両の種類及び登録番号等	バキューム車 (2t) 水戸800あ12-34・(3t) 水戸800か23-45 (4t) 水戸800あ34-56・水戸800か45-67		
その他の必要事項			

※市役所処理欄

受付欄	制限又は条件
	裏面搬入許可条件を厳守すること。

## 汚泥再生処理センター エコパーク鉢田 搬入許可条件

### 1. 許可制限

次の各号に該当するときは、特段の理由がある場合を除き、汚泥再生処理センター エコパーク鉢田(以下「エコパーク」という。)へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入は認めない。

- (1) 搬入するし尿及び浄化槽汚泥が、許可区域以外のものであるとき。
- (2) 登録車両以外を使用したとき。  
ただし、登録車両の点検整備又は故障等により、登録車両以外を使用する場合には事前に協議するものとする。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) その他、市長が不適当と認めたとき。

### 2. 許可の取消し又は一時停止

次の各号に該当するときは、搬入の許可を取消し又は一時停止する。

- (1) 許可事項に違反したとき。
- (2) その他、市長が不適当な行為であると認めたとき。

### 3. 搬入時間

エコパークへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入時間は次のとおりとする。

- (1) 午前9時 から 午後4時30分 まで  
ただし、市長は特別の事由があると認めたときは、搬入時間を変更することができる。

### 4. 搬入者の遵守事項

エコパークに搬入するものは、次の各号に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 1日の搬入台数は割り当て台数を厳守し、変更が生じる場合は、その都度協議すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の運搬にあたっては、それが飛散し及び流出しないようにすること。
- (3) 管理者が定める場所以外に車両を乗り入れないこと。
- (4) 管理者が定める場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) その他管理者が、エコパークの保安上又は、管理上必要と認めて指示する事項。

別記様式(第4条関係)

## し尿処理施設搬入許可申請書

## 記載例

令和〇年〇月〇日

鉾田市長様

住所 茨城県鉾田市鉾田1444番地1

申請者

氏名 株式会社 鉾田廃棄物処理  
代表取締役 鉾田 太郎

印

搬入する処理施設名	汚泥再生処理センター エコパーク鉾田		
期間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで		
搬入量	1日あたり割り当て台数以内		
鉾田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の許可年月日及び許可番号	一般廃棄物処理業許可	令和 年 月 日	鉾田市指令第 号
	浄化槽清掃業許可	令和 年 月 日	鉾田市指令第 号
運搬車両の種類及び登録番号等	パキューム車 (2t) 水戸800あ12-34・(3t) 水戸800か23-45 (4t) 水戸800あ34-56・水戸800か45-67		
その他必要事項			

## ※市役所処理欄

受付欄	制限又は条件
	裏面搬入許可条件を厳守すること。

上記申請を許可する。	鉾生第 号
	令和 年 月 日
鉾田市長 井川茂樹	

# 汚泥再生処理センター エコパーク鉢田 搬入許可条件

## 1. 許可制限

次の各号に該当するときは、特段の理由がある場合を除き、汚泥再生処理センター エコパーク鉢田(以下「エコパーク」という。)へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入は認めない。

- (1) 搬入するし尿及び浄化槽汚泥が、許可区域以外のものであるとき。
- (2) 登録車両以外を使用したとき。  
ただし、登録車両の点検整備又は故障等により、登録車両以外を使用する場合には事前に協議するものとする。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) その他、市長が不適当と認めたとき。

## 2. 許可の取消し又は一時停止

次の各号に該当するときは、搬入の許可を取消し又は一時停止する。

- (1) 許可事項に違反したとき。
- (2) その他、市長が不適当な行為であると認めたとき。

## 3. 搬入時間

エコパークへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入時間は次のとおりとする。

- (1) 午前9時 から 午後4時30分 まで  
ただし、市長は特別の事由があると認めたときは、搬入時間を変更することができる。

## 4. 搬入者の遵守事項

エコパークに搬入するものは、次の各号に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 1日の搬入台数は割り当て台数を厳守し、変更が生じる場合は、その都度協議すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の運搬にあたっては、それが飛散し及び流出しないようにすること。
- (3) 管理者が定める場所以外に車両を乗り入れないこと。
- (4) 管理者が定める場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) その他管理者が、エコパークの保安上又は、管理上必要と認めて指示する事項。

別記様式(第4条関係)

## し尿処理施設搬入許可申請書

記載例

令和〇年〇月〇日

鉾田市長様

住所 茨城県鉾田市鉾田1444番地1

申請者

氏名 株式会社 鉾田廃棄物処理  
代表取締役 鉾田 太郎

印

搬入する処理施設名	大洋サニタリーセンター		
期 間	令和 8年 4月 1日 から 令和 10年 3月 31日 まで		
搬 入 量	1日あたり割り当て台数以内		
鉾田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の許可年月日及び許可番号	一般廃棄物処理業許可 令和 年 月 日 鉾田市指令第 号 浄化槽清掃業許可 令和 年 月 日 鉾田市指令第 号		
運搬車両の種類及び登録番号等	バキューム車 (2t) 水戸800あ12-34・(3t) 水戸800か23-45 (4t) 水戸800あ34-56・水戸800か45-67		
その他の必要事項			

※市役所処理欄

受付欄	制限又は条件
	裏面搬入許可条件を厳守すること。

# 大洋サニタリーセンター 搬入許可条件

## 1. 許可制限

次の各号に該当するときは、特段の理由がある場合を除き、大洋サニタリーセンター（以下「サニタリーセンター」という。）へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入は認めない。

- (1) 搬入するし尿及び浄化槽汚泥が、許可区域以外のものであるとき。
- (2) 登録車両以外を使用したとき。  
ただし、登録車両の点検整備又は故障等により、登録車両以外を使用するときは、事前に協議するものとする。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) その他、市長が不適当と認めたとき。

## 2. 許可の取消し又は一時停止

次の各号に該当するときは、搬入の許可を取消し又は一時停止する。

- (1) 許可事項に違反したとき。
- (2) その他、市長が不適当な行為であると認めたとき。

## 3. 搬入時間

サニタリーセンターへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入時間は次のとおりとする。

- (1) 午前9時 から 午後4時30分 まで  
ただし、市長は特別の事由があると認めたときは、搬入時間を変更することができる。

## 4. 搬入者の遵守事項

サニタリーセンターに搬入するものは、次の各号に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 1日の搬入台数は割り当て台数を厳守し、変更が生じる場合は、その都度協議すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の運搬にあたっては、それが飛散し及び流出しないようにすること。
- (3) 管理者が定める場所以外に車両を乗り入れないこと。
- (4) 管理者が定める場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) その他管理者が、サニタリーセンターの保安上又は、管理上必要と認めて指示する事項。

別記様式(第4条関係)

## し尿処理施設搬入許可申請書

記載例

令和〇年〇月〇日

鉾田市長様

住所 茨城県鉾田市鉾田1444番地1

申請者

氏名 株式会社 鉾田廃棄物処理  
代表取締役 鉾田 太郎

印

搬入する処理施設名	大洋サニタリーセンター		
期 間	令和 8年 4月 1日 から 令和 10年 3月 31日 まで		
搬 入 量	1日あたり割り当て台数以内		
鉾田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の許可年月日及び許可番号	一般廃棄物処理業許可 令和 年 月 日 鉾田市指令第 号 浄化槽清掃業許可 令和 年 月 日 鉾田市指令第 号		
運搬車両の種類及び登録番号等	パキューム車 (2t) 水戸800あ12-34・(3t) 水戸800か23-45 (4t) 水戸800あ34-56・水戸800か45-67		
その他の必要事項			

※市役所処理欄

受付欄	制限又は条件
	裏面搬入許可条件を厳守すること。

上記申請を許可する。	鉾生第 号 令和 年 月 日
	鉾田市長 井川茂樹

# 大洋サニタリーセンター 搬入許可条件

## 1. 許可制限

次の各号に該当するときは、特段の理由がある場合を除き、大洋サニタリーセンター（以下「サニタリーセンター」という。）へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入は認めない。

- (1) 搬入するし尿及び浄化槽汚泥が、許可区域以外のものであるとき。
- (2) 登録車両以外を使用したとき。  
ただし、登録車両の点検整備又は故障等により、登録車両以外を使用するときは、事前に協議するものとする。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) その他、市長が不適当と認めたとき。

## 2. 許可の取消し又は一時停止

次の各号に該当するときは、搬入の許可を取消し又は一時停止する。

- (1) 許可事項に違反したとき。
- (2) その他、市長が不適当な行為であると認めたとき。

## 3. 搬入時間

サニタリーセンターへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入時間は次のとおりとする。

- (1) 午前9時 から 午後4時30分 まで  
ただし、市長は特別の事由があると認めたときは、搬入時間を変更することができる。

## 4. 搬入者の遵守事項

サニタリーセンターに搬入するものは、次の各号に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 1日の搬入台数は割り当て台数を厳守し、変更が生じる場合は、その都度協議すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の運搬にあたっては、それが飛散し及び流出しないようにすること。
- (3) 管理者が定める場所以外に車両を乗り入れないこと。
- (4) 管理者が定める場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) その他管理者が、サニタリーセンターの保安上又は、管理上必要と認めて指示する事項。